

入札公告（電子入札）

一般競争入札（事前審査方式）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年10月16日

群馬県警察本部長 倉木 豊史

記

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品名 運転免許技能試験用中型乗用自動車の購入
- (2) 品質・規格 入札説明書のとおり
- (3) 数量 1台
- (4) 納入場所 群馬県総合交通センター
- (5) 納入期 令和8年3月24日

2 入札参加資格

この公告の入札に参加できる者は、群馬県財務規則（平成3年群馬県財務規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札説明書（契約条項等を含む。）の交付期間等

- (1) 交付期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日までの土曜日、日曜日除く毎日
午前9時から午後4時まで
- (2) 交付方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）
上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

4 入札参加申請書の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日までの土曜日、日曜日を除く毎日
午前9時から午後4時まで
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）
上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

5 入札手続き等

- (1) 入札書提出期間 令和7年10月27日から令和7年10月29日までの毎日
午前9時から午後4時まで
- (2) 開札日時 令和7年10月30日 午前9時
- (3) 入札の方法

落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより入力された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

7 問い合わせ先

〒371-8580

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話027-243-0110 内線2214～2216

入 札 説 明 書（電子入札）

入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

- 1 公告日
令和7年10月16日
- 2 契約者
群馬県警察本部長 倉木 豊史
- 3 担当部局
〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
(電話027-243-0110 内線2214~2216 FAX027-221-0881)
- 4 契約内容
 - (1) 契約名 運転免許技能試験用中型乗用自動車の購入
 - (2) 品目及び数量 以下のとおり

物 品 名	規 格	数量	単位
運転免許技能試験用中型乗用自動車	別紙仕様書のとおり	1	台

- (3) 納入期限 令和8年3月24日
- (4) 納入場所 群馬県総合交通センター
- 5 入札参加資格
この公告の入札に参加できる者は、群馬県財務規則（平成3年群馬県財務規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 6 入札参加資格の確認
 - (1) この公告の一般競争入札の参加希望者は、上記5に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書（別添1。以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、申請期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。
ア 提出期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日までの土曜日、日曜日を除く毎日
午前9時から午後4時まで
イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)
上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。
 - (2) 提出する書類は、次のとおりとする。
申請書（別添1）
 - (3) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年10月24日までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。
 - (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。
 - (5) その他
ア 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 群馬県警察本部は、提出された申請書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
エ 提出する申請書に関する問い合わせ先 上記3に同じ。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和7年10月27日午後5時
- (2) 提出場所 前記3に同じ

8 入札、仕様書等に対する質疑

入札、仕様書等について、疑義が生じた場合は、次により文書で質疑すること。

- (1) 提出書式 質問書（別添2）
- (2) 受付時間 令和7年10月16日から令和7年10月23日までの毎日、午前9時から午後5時までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。
- (3) 提出方法 FAX、持参又は郵送とする。
- (4) 提出場所 前記3に同じ。
- (5) (1)により説明を求められたときは、令和7年10月24日までに説明を求めた者に対し、FAXにより回答する。
- (6) (5)の質問に対する回答は、閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間 令和7年10月16日から令和7年10月28日までの毎日、午前9時から午後5時までとする（ただし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時の間を除く。）。
 - ② 閲覧場所 前記3に同じ

9 入札執行の日時等

- (1) 入札書提出期間
令和7年10月27日から令和7年10月29日までの毎日。午前9時から午後4時まで
- (2) 開札日時
令和7年10月30日 午前9時

10 入札方法等

- (1) 入札の方法
ぐんま電子入札共同システムによる。
URL (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、規則を了承のうえ行うこと。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札者決定にあたっては、ぐんま電子入札共同システムにより入力された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 1回の入札において落札者がいないときは、2回目の入札を行うことがある。
2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 開札

開札は、上記7に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

14 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 申請者に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - オ ICカードを不正に使用した者の入札
 - カ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札者の決定方法

- (1) 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となる同額の入札をした者が2名以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定する。

16 契約条項案

別添3のとおり

17 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札説明書を入手した者は、これを本入札以外の目的で使用してはならない。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 倉木 豊史 殿

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和 7 年 1 0 月 1 6 日付けで入札公告のありました「運転免許技能試験中型乗用自動車の購入」に係る入札について、この入札公告に示された入札に参加する者に必要な資格を満たしていることを誓約するとともに入札の参加を申請します。

記

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（成年後見人等） | 該当する ・ 該当しない |
| 2 群馬県財務規則第 1 7 0 条第 2 項（入札参加制限） | あ り ・ な し |
| 3 県からの指名停止の有無 | あ り ・ な し |
| 4 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申立て | あ り ・ な し |
| 5 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある（役員名 | あ り ・ な し |

※ 自社の役員名を 5 の役員名欄に必ず記載（別紙でも可）すること。

整 理 番 号

質 問 書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 倉木 豊史 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

⑩

令和 7 年 1 0 月 1 6 日付けで一般競争入札公告のありました「運転免許技能試験用中型乗用自動車の購入」に係る入札について、質問がありますので回答してください。

契 約 条 項 案

物品の売買について、買受人 群馬県警察本部長 倉木 豊史 を甲とし、売渡人を乙として、次の条項により契約を締結する。

(契約の対象となる物品名等)
第 1 条 契約する物品名、規格、数量、単位、契約金額、履行期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 物品名、規格、数量及び単位

物 品 名	規 格	数 量	単 位
運転免許技能試験用中型乗用自動車	別紙仕様書のとおり	1	台

(2) 契約金額は、金 円(うち消費税及び地方消費税の額は、金 円)とする。

(3) 履行期限 令和 8 年 3 月 2 4 日

(4) 納入場所 群馬県総合交通センター

(納入通知及び検査)

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を通知しなければならない。

2 甲は前項の通知を受けたときは、その日から 1 0 日以内に検査を行い、検査に合格した物品についてその引渡しを受けるものとする。

(契約金額の支払)

第 3 条 甲は、物品の引渡しを受けた後、乙から提出された適法な請求書を受理した日から、3 0 日以内に契約金額を支払うものとする。

(延期の特約)

第 4 条 乙は、天災又はその他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

(契約変更)

第 5 条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めたときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(遅延利息)

第 6 条 乙の責めに帰する理由により、第 1 条の履行期限までに現品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の到来の日の翌日から納入するまでの日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(契約解除等)

第 7 条 甲は、乙が次の号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
(違約金等の遅延利息)

第9条 乙が第7条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団員等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第11条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(質疑等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し質疑が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印して各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部長 倉木 豊史

印

乙

印

運転免許技能試験用中型乗用自動車仕様書

区 分	仕 様
車の種類等	中型乗用自動車（オートマチック） 1 台
長さ	6 . 5 0 m 以上 7 . 0 0 m 以下
幅	2 . 0 0 m 以上 2 . 2 5 m 以下
軸距	3 . 8 0 m 以上 4 . 0 0 m 以下
乗車定員等	1 1 人以上 2 9 人以下のバス型の中型自動車
乗降口	車体の中央付近に設けられていること。
諸費用	- 新規登録諸費用を含むこと。ただし、自動車賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル料は、除くこと。 - 減免手続を講じること。
装備等	- エアバック - フロアマット（運転席及び試験官席（助手席をいう。以下同じ。）） - 座席カバー（ビニールレザー。運転席及び試験官席） - 標準工具 - スペアタイヤ 1 本 - けん引フック（前部及び後部） - 取扱説明書
その他	- ホイール付きスタッドレスタイヤ 1 台分を納車時に納品すること。 - 必要な諸手続を済ませた後、納品すること。
特別架装	技能試験車用仕様のとおり
技 能 試 験 車 用 仕 様	
補助ブレーキ	試験官席に補助フットブレーキ及び足掛けを付けること。
補助メーター	試験官席に速度計、回転計及び加速度計を付けること。 ※ タブレット様の装置にデジタル表示させるものでも可
補助ランプ等	試験官席に方向指示器、ハンドブレーキ及びフットブレーキの操作を確認できるパイロットランプを設置すること。 ※ タブレット様の装置にデジタル表示させるものでも可 試験官用バックモニターを設置すること。
冷暖房	冷暖房装置を設置すること。
操行装置	パワーハンドルとすること。
試験官席	リクライニングシート（前倒し可）とすること。
ミラー類	運転席用のほかに、試験官用のドアミラー及びルームミラーを設置すること。
燃料	軽油のものとすること。
塗色	白色を基調とすること。
サンバイザー	運転席及び試験官席に設置すること。
ホーン	試験官席に、運転席と連動のホーンスイッチを設置すること。
表示	- 左右側面及び後面に、一辺 2 0 c m 以上の文字で「運転免許試験中」と表示すること。（塗色：黒色） - 前面に、一辺 1 2 c m 以上の文字で「運転免許試験中」と表示すること。（塗色：黒色）